

平成28年4月1日

(株)神田造船所

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

2. 当社の課題

女性の応募者が少なく、女性の技術者が少ない。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1 : 採用者に占める女性割合を30%以上にする。

<取組内容>

- 平成28年 4月～ 女性の採用割合を増やす方針や目標の設定。
- 平成29年 4月～ 女性の採用拡大に向けたインターンシップの実施。
- 平成30年 4月～ 女子学生を対象にした見学会を年1回以上開催する。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2.内容

目標 1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・取得率を7%以上にする事
女性社員・・・取得率を80%以上にする事

< 対策 >

令和2年4月～ 男性社員も育児休業を取得できることを周知するため
対象者社員に制度の周知

令和2年4月～ 育児休業の取得希望者に説明をする

目標 2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、
労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

< 対策 >

令和2年4月～ 諸制度を、サイオン(情報共有ツール)による社員への周知

目標 3 令和2年12月までに、子の看護休暇制度を拡充する。
(時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用)

< 対策 >

令和2年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

令和2年12月～ 制度の導入、サイオン(情報共有ツール)による社員への周知

3.公表

・各職場へ掲示及び当社ホームページへ掲載する。